平成２２年（フ）第８号
北海道紋別郡遠軽町岩見通北６丁目１番地41
債務者　浦東　　愛（旧姓狩野）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９号
北海道紋別郡湧別町錦町185番地の１
債務者　山根　　潤
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
北海道北見市常盤町４丁目４番地11
債務者　前田　靖子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
北海道北見市美山町39番地49　美山団地３―19
債務者　小笠原清子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道北見市端野町二区479番地
債務者　遠藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
北海道北見市端野町二区479番地
債務者　遠藤　良子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
盛岡市本町通１丁目９番７号
債務者　吉野　トメ
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４号
盛岡市永井21地割５番地43　コーポ孝室101号
債務者　藤村　英子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８１号
岩手県岩手郡雫石町長山羽上61番地３
債務者　吉田　　彩
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７号
埼玉県越谷市花田３丁目８番地１　パレットハイツ２―206
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
新潟県新潟市西区上新栄町５丁目７番35号　コーポコスモス103
債務者　石丸　幸雄
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７４７号
愛知県知多市新舞子東町２丁目８番地の６　メゾンファミール103
債務者　中村　　昭
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７号
愛知県春日井市東野新町２丁目15番地７　コーポ橋本Ｂ号
債務者　眞家　光子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９号
岡山県倉敷市玉島陶5005番地
債務者　武本　彰信
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里４丁目２番19号
債務者　藤原　勝也
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７８号
盛岡市清水町２番23―708号
債務者　及川　千穂
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８０号
岩手県岩手郡雫石町長山松森261番地
債務者　茅橋　輝昭
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目2374　群馬県立精神医療センター内、住民票上の住所群馬県前橋市堀越町2680番地６
債務者　千田万貴雄
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
前橋地方裁判所